

## 上尾市公告式条例等の一部を改正する条例

### (上尾市公告式条例の一部改正)

第1条 上尾市公告式条例（昭和30年上尾市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、市のホームページに設置した掲示場に掲示すること（公布する事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることをいう。）により行うものとする。ただし、自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、市の事務所に設置した掲示場に掲示することにより行うことができるものとする。

第3条を削る。

第4条の見出しを「（規則及び規程の公布）」に改め、同条第1項中「規則を除くほか、市長の定める規程を公表」を「市長の定める規則及び規程（公表を要するものに限る。以下同じ。）を公布」に、「公表の」を「公布の」に、「記入して市長印を押さなければ」を「記入しなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前条第2項の規定は、前項の規則及び規程について準用する。

第4条を第3条とする。

第5条の見出し中「公表」を「公布」に改め、同条第1項中「第2条」を「第2条第2項及び前条第1項」に、「議会の会議規則、傍聴規則その他教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを」を「市の機関（市長及び教育委員会を除く。以下同じ。）の定める規則及び規程の公布について」に、「同条第1項」を「同項」に、「市長」を「市長名」に、「当該機関又は当該機関を代表する者」を「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条

とする。

第 6 条中「規則又は教育委員会を除く市の機関の定める規則若しくは規程」を「市長又は市の機関の定める規則又は規程」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「この条例に定めるもの」を「他の法令等に定めがある場合」に、「市のその他の機関」を「市の機関」に、「、公表等一般に」を「その他の」に改め、「第 2 条第 2 項」の次に「及び第 3 条第 1 項の規定」を加え、「別表の掲示場に掲示してこれを」を削り、同条を第 6 条とする。

別表を削る。

（上尾市税条例の一部改正）

第 2 条 上尾市税条例（昭和 30 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

（上尾市行政手続条例の一部改正）

第 3 条 上尾市行政手続条例（平成 10 年上尾市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各

号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第号）に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を上尾市公告式条例（昭和30年上尾市条例第1号）第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

第22条中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び附則第3項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(2) 第3条及び附則第4項の規定 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の上尾市公告式条例の規定は、この条例の施

行の日（以下「施行日」という。）以後にする公布について適用し、施行日前にした公布については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の上尾市税条例第18条の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

- 4 第3条の規定による改正後の上尾市行政手続条例第15条、第16条、第22条及び第29条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

（上尾市税条例の一部改正）

- 5 上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条中「別表」を「第2条第2項ただし書」に改める。

（上尾市税条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 前項の規定による改正後の上尾市税条例第18条の規定は、施行日以後にする公示送達について適用し、施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（上尾市監査委員に関する条例の一部改正）

- 7 上尾市監査委員に関する条例（昭和39年上尾市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条中「別表に規定する掲示場に掲示して」を「第2条第2項の規定の例により」に改める。

（上尾市監査委員に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 前項の規定による改正後の上尾市監査委員に関する条例第10条の規定は、施行日以後にする公表について適用し、施行日前にした公表については、なお従前の例による。

（上尾市都市公園条例の一部改正）

- 9 上尾市都市公園条例（昭和48年上尾市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「に規定する掲示場に掲示して」を「の規定の例により」に改める。

（上尾市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 前項の規定による改正後の上尾市都市公園条例第11条の2の規定は、施行日以後にする公示について適用し、施行日前にした公示については、なお従前の例による。